

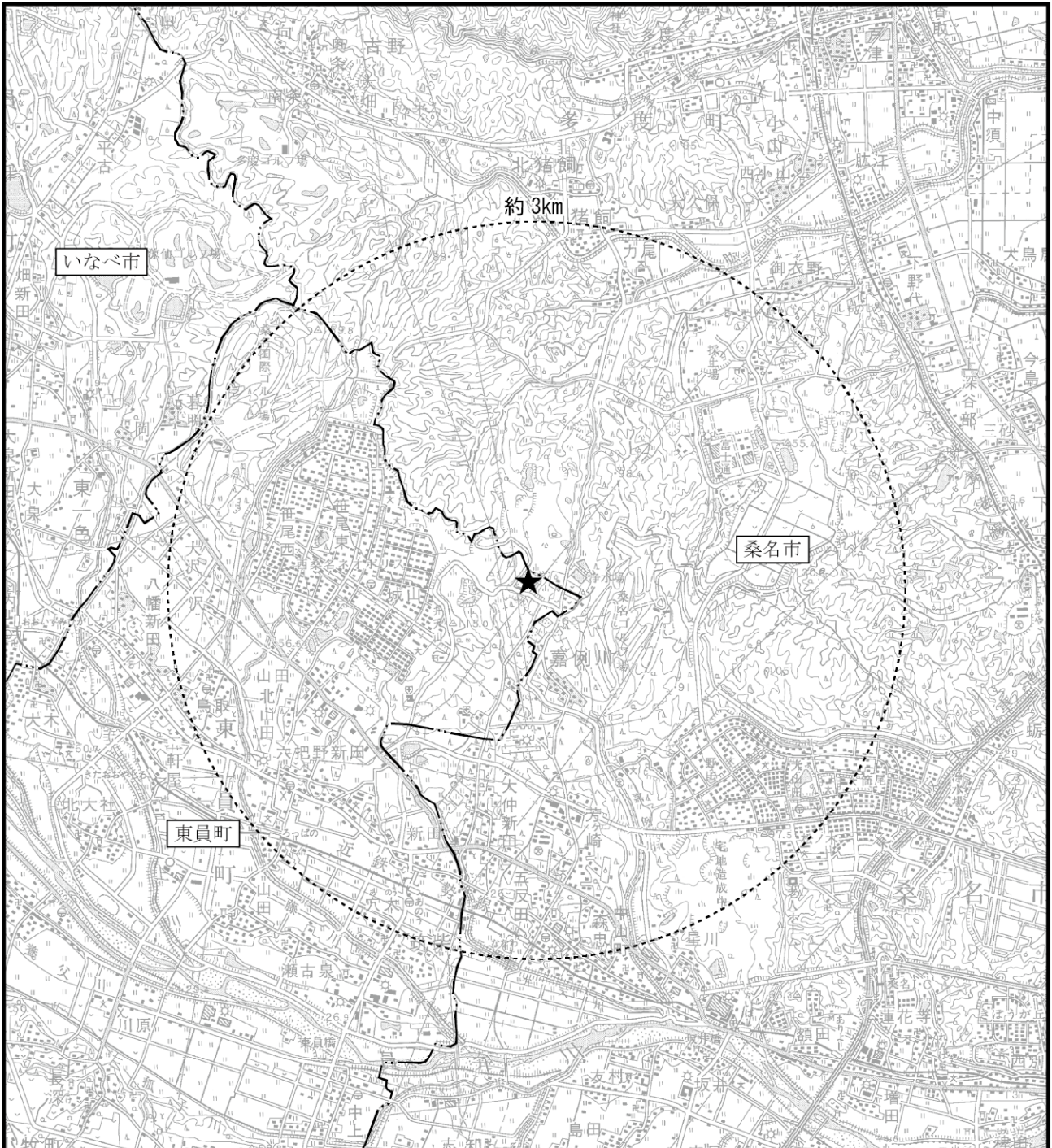
第5章 方法書関係地域の範囲

「方法書関係地域」とは、「三重県環境影響評価条例」（平成 10 年 12 月 24 日三重県条例第 49 号）の第 5 条第 2 項において、「対象事業に係わる環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とされている。

本事業で選定した環境項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質（地下水の水質を除く）、土壌、水生生物、生態系、景観、廃棄物等及び温室効果ガス等の計 11 項目である。

このうち最も影響範囲の広い、工作物の供用・稼働（ごみ焼却施設の稼働）において排出される大気汚染物質及び悪臭物質の最大着地地点を考慮し、半径約 3 km を環境影響が及ぶ範囲として設定する。

以上により、本事業の方法書関係地域は、図 5-1 に示すとおり、桑名市及び東員町とする。



凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 関係地域

図 5-1 方法書関係地域位置図

